

# 春日町六丁目地区地区計画の 変更に関するお知らせ

— 変更の決定について —

— 「中ノ宮竹林憩いの森」を地区公園1号に追加します —



令和5年8月発行 練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課

春日町六丁目地区では、都営大江戸線の練馬春日駅と補助172号線の整備に伴い、地区の合理的利用を促進し、良好な市街地の形成を図るため、平成4年に地区計画を定めました。

この度、中ノ宮竹林公園に隣接している『中ノ宮竹林憩いの森』を地区公園1号に追加する地区計画の変更を決定しました。

『中ノ宮竹林憩いの森』は、樹木の保全のため私有地を練馬区が借り受けていましたが、令和元年に練馬区土地開発公社が用地を取得しました。今後は、地区計画の公園として位置付け区立公園とすることにより、長きにわたって保全および利用ができるようにするものです。

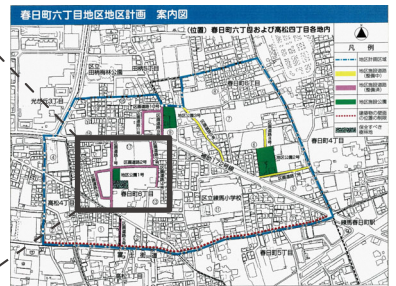
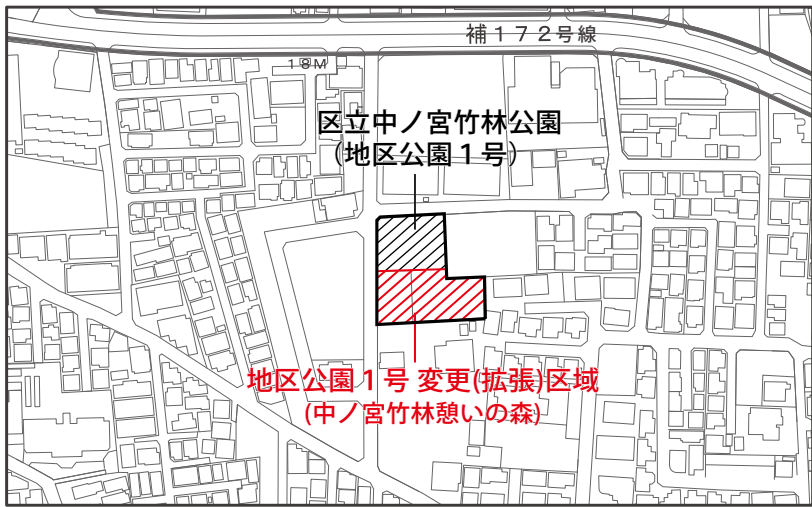
旧 地区計画パンフレット  
都市計画決定 H4.3.10、都市計画変更 H17.1.11

## 春日町六丁目地区 地区計画



春日町六丁目地区は、都営大江戸線の練馬春日駅と補助172号線の整備とともに、地区の合理的土地利用を促進し、良好な市街地の形成を図るため、「地区計画」として都市計画決定されています。

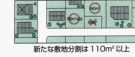
練馬区



### ●主な内容

- 道路を12本整備するとともに、公園を3園設置します。
- 新たに敷地分割をする場合の敷地面積は110㎡以上とします。
- 富士街道の拡幅整備のため富士街道の中心線から建築物の壁面までの距離を5.5m以上とします。
- 垣またはさくの構造は生け垣やネットフェンスなどとし、(ただし、高さ80cm以下のものは除きます。)
- 屋敷林を保全します。

### ●敷地面積の最低限度



### ●垣またはさくの構造の制限



なお、今回の変更は地区計画に定められている「建築物等に関する制限事項」の内容を変更するものではありません。

## 地区計画とは

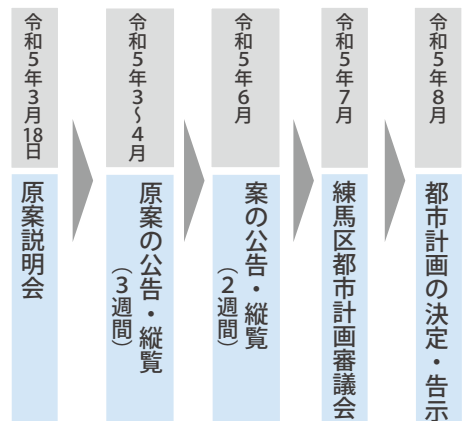
あらかじめ建物のルールや道路・公園の配置を定めておき、建替えなどにあわせて、まちづくりの目標を実現させていく手法です。

定められたルールは、新築や建替え時に適用されますが、現在の建物に対しては利用形態等の変更がなければ適用されません。

## 春日町六丁目地区地区計画の変更手続きについて

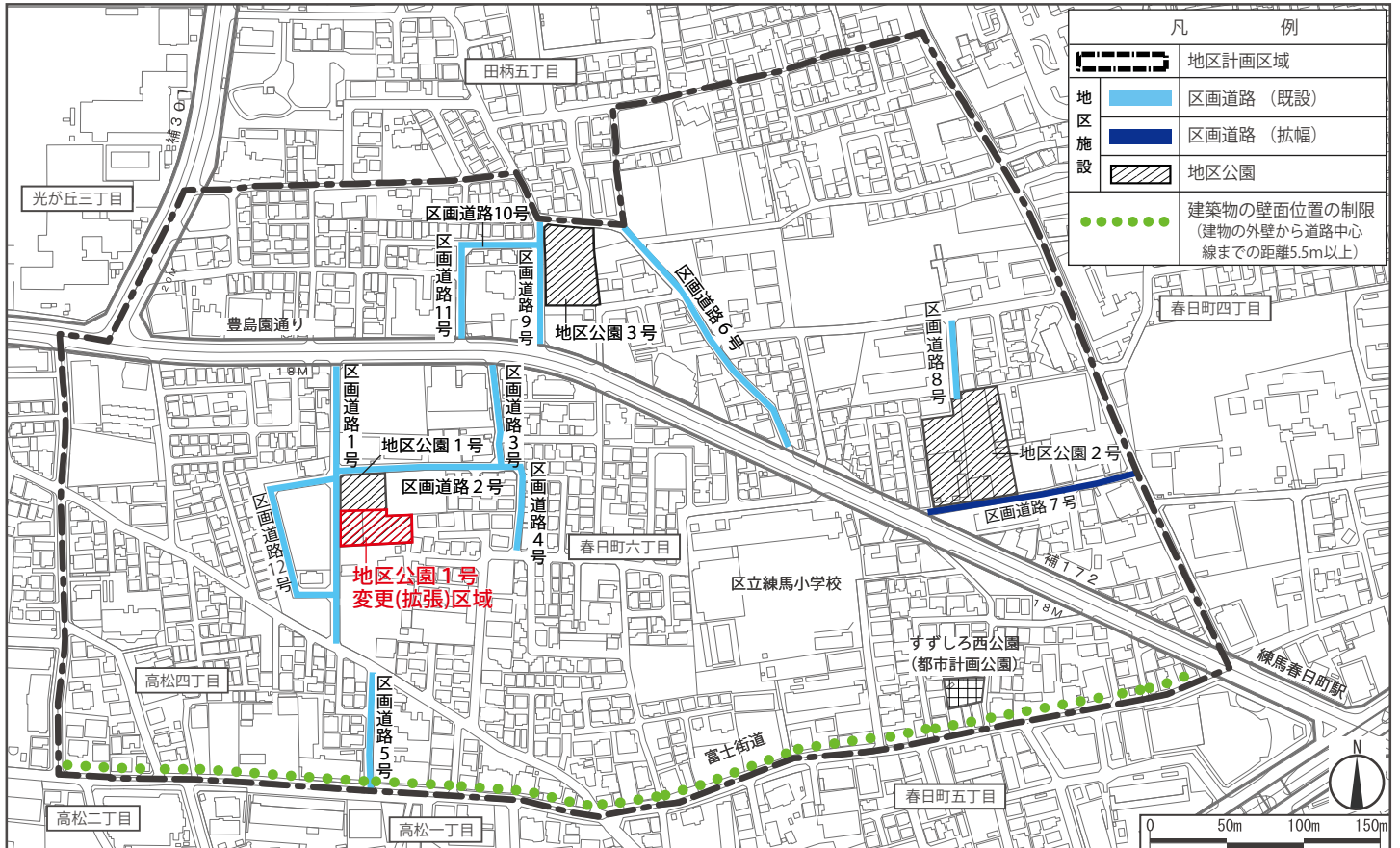
令和5年3月の変更原案説明会以降、右図のとおり手続きを進めてきました。

なお、公園については、令和6年度以降に設計・整備を行う予定です。



# 春日町六丁目地区地区計画の概要

(変更部分は**赤字**で記載)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図、道路網図を使用して作成したものです。無断複製を禁ずる。  
(承認番号) MMT 利許第 04-120 号、令和 4 年 5 月 2 日 (承認番号) 4 都市基街都第 93 号、令和 4 年 6 月 2 日

## 地区整備計画 (抜粋)

		名称	幅員	延長	備考
地区施設の配置および規模	道 路	区画道路 1 号	6.00 m	約 186 m	既設
		区画道路 2 号	6.00 m	約 118 m	既設
		区画道路 3 号	6.00 m	約 63 m	既設
		区画道路 4 号	5.00 m	約 52 m	既設
		区画道路 5 号	5.65 m	約 70 m	既設
		区画道路 6 号	6.00 m	約 180 m	既設
		区画道路 7 号	6.00 m	約 138 m	拡幅
		区画道路 8 号	6.00 m	約 48 m	既設
		区画道路 9 号	6.00 m	約 82 m	既設
		区画道路 10 号	6.00 m	約 52 m	既設
		区画道路 11 号	6.00 m	約 60 m	既設
		区画道路 12 号	6.00 m	約 123 m	既設
公 園		名称	面積		備考
		地区公園 1 号	約 1,700 m <sup>2</sup>		面積の変更
		地区公園 2 号	約 3,500 m <sup>2</sup>		新設
		地区公園 3 号	約 1,760 m <sup>2</sup>		既設

### <まちづくりに関するお問い合わせ>

練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

TEL : 03-5984-1594 (直通) FAX : 03-5984-1226 E-mail : TOUBU04@city.nerima.tokyo.jp

